

【論 文】

アメリカにおけるアファーマティヴ・アクションの現状と課題 —Fisher 判決および Schuette 判決を素材にして—

井上 一洋
INOUE Kazuhiro

キーワード Fisher 判決 Schuette 判決 アファーマティヴ・アクション 人種差別

本稿では、Fisher 判決および Schuette 判決について検討を行い、アメリカにおけるアファーマティヴ・アクションの現状と課題について明らかにすることを試みた。

はじめに

1960年代以降、アメリカでは、過去の差別の弊害を被ってきた黒人たちを救済するために、雇用や公共事業において、アファーマティヴ・アクションが実施されていたが、かかる黒人たちを救済するための決定打として教育におけるアファーマティヴ・アクションが注目されるようになった¹⁾。そして、実際、アメリカの主要大学の多くは、黒人の志願者たちを優先的に入学させる特別入学制度を実施するようになったが、カリフォルニア大学医学校の黒人を優先的に入学させるための特別入学制度が問題となった1978年の Bakke 判決²⁾では、志願者の人種のみによって定員割当制度 (quota system) が違憲であると判示された。この Bakke 判決の後、アメリカの主要大学の多くは、入学制度に修正を加えながら、アファーマティヴ・アクションを実施し続け、ミシガン大学ロー・スクールの入学制度が問題となった2003年の Grutter 判決³⁾では、志願者の人種を意識したアファーマティヴ・アクションが合憲とされた⁴⁾。

他方で、公教育における人種的統合は、多民族国家であるアメリカの最重要課題の一つであり、1954年の Brown 判決⁵⁾によって、公教育における人種的統合へ向けての法的な障壁は取り除かれるに至ったが⁶⁾、近年のアメリカの公立学校では、人種による居住地の偏在に起因する事実上の (de facto) 人種的隔離が顕著に認められ、社会問題となっている。そのため、アメリカ各地の教育委員会は、事実上の人種的隔離を是正するためのアファーマティヴ・アクションを実施しているが、2007年の Parents Involved in Community Schools 判決⁷⁾では、事実上の人種的隔離を是正するための人種的分類を利用した生徒割当制度が違憲であると判示された⁸⁾。

そこで、本稿ではアファーマティヴ・アクションを

ぐる近年の二つの事件について検討を行い、アメリカにおけるアファーマティヴ・アクションの現状と課題について明らかにすることを試みた。

I Fisher 判決⁹⁾

(1) 事実の概要

近年、テキサス州立大学オースティン校は、入学者選抜において三つの異なる制度を採用していた。まず一つ目は、志願者の共通テスト (standardized test) の得点および高等学校での学業成績に基づく Academic Index (以下において、AI と略する。) と志願者の人種の二つの要素を総合的に評価する制度で、右制度は1996年以前に数年間採用されていた。ところが、1996年の Hopwood 判決¹⁰⁾において、第5巡回区連邦控訴裁は、過去の人種差別的弊害を被った被害者に対するアファーマティヴ・アクションの実施を除き、州立の教育機関はいかなる目的であろうとも人種的分類を利用してはならないと主張し、人種を意識した入学制度は合衆国憲法の平等保護条項に違反すると判示した。二つ目の入学制度は、Hopwood 判決に対処するために採用された。この入学制度において、テキサス州立大学オースティン校は、志願者の人種を考慮するのを止め、その代わりとして、大学に貢献するような志願者の潜在能力を計る総合的な評価制度を採用した。そして、右評価制度は AI と併せて用いられた。この評価制度は、Personal Achievement Index (以下において、PAI と略する。) と呼ばれるものである。この PAI では、志願者の小論文 (essays) と “Personal Achievement Score” が併せて評価されるが、“Personal Achievement Score” の評価にあたり、テキサス州立大学オースティン校は、志願者のリーダーシップ、職業経験、受賞歴、課外活動、地域奉仕活動、その他、志願者の特別な状況を考慮する。志願者の特別な状況には、一人親家庭、母国語が英語以外であること、家庭内での志願者の役割、志願者家族の社会経済状況といったものが含まれる。テキサス州立大学オースティン校は、この “Personal Achievement Score” を評価する際、さまざまな要素を総合的に考慮するため、特定の要素

が点数として積極的に評価されることはない。

他方で、テキサス州議会もトップ10パーセント法 (Top Ten Percent Law) を成立させることで Hopwood 判決に対処した。このトップ10パーセント法は、テキサス州が定めた基準を満たすテキサス州内の高等学校の上位10パーセントの生徒にテキサス州立大学の入学許可を無条件に与えるというものである¹¹⁾。Grutter 判決の後の2004年、テキサス州立大学オースティン校は、三つ目の入学制度を採用した。これが本件で問題となっている入学制度である。この入学制度は、テキサス州立大学オースティン校における人種的マイノリティの学生数が未だ「意義ある数」(critical mass)¹²⁾に達していないため、それを達成する必要があるとして実施された。テキサス州立大学オースティン校は、この計画を2004年の秋の入学選抜から実施したが、それは“Personal Achievement Score”の評価において、志願者の人種を他のさまざまな要素のうちの一要素として考慮するものであった。

原告のFisherは、2008年のテキサス州立大学オースティン校の入学選抜において、二つの学部を志願したが不合格となった。Fisherはテキサス州立大学オースティン校に提出した自身の成績が同大学に合格した人種的マイノリティの生徒のそれを上回っていたと主張した。そして、Fisherは、テキサス州立大学オースティン校が採用している人種を意識した入学制度は、合衆国憲法の平等保護条項に違反していると主張し、訴えを提起した。

(2) 判旨

本件では、Kennedy 裁判官が法廷意見を執筆した。法廷意見は以下のように述べている。テキサス州立大学オースティン校は、学部の入学選抜において、志願者の人種を他のさまざまな要素のうちの一要素として考慮し、キャンパスで人種的マイノリティの数が「意義ある数」に到達するよう努力していた。当裁判所は本件を審理するにあたり、大学の入学選抜における志願者の人種の積極的な考慮が問題となった Bakke 判決、Grutter 判決、Gratz 判決¹³⁾の三つの判例を参照する。

Bakke 判決において問題となった特別入学制度は、100名の入学定員のうち16名の定員を人種的マイノリティの志願者に割り当てるといったものであったが、Bakke 判決において相対的多数意見を執筆した Powell 裁判官は、このような割当制度に基づく制度は、合衆国憲法の平等保護条項の下、容認できないと結論づけた。また、Bakke 判決では、個人の人種あるいは民族を考慮するような政府による人種分類の利用には、厳格審査基準が適用されなければなら

ないとされた。厳格審査基準が適用されると、政府はかかる人種分類の利用を正当化するために、当該立法の目的が、やむにやまれぬ政府の利益を実現するためであること、さらに、右目的との関係で厳密な整合性を有する手段が採用されていることを立証しなければならない。Bakke 判決で Powell 裁判官は、過去の人種差別の弊害を是正するという目的は、大学が有する幅広い教育的責務であるとはいえないため、かかる目的はやむにやまれぬ政府の利益であると認定することはできないと述べたが、他方で、同裁判官は、学生集団の多様性を実現することで得られる教育的利益は、やむにやまれぬ政府の利益として認められると判示した。学生集団の多様性というのは、それに関するさまざまな要素を総合的に考慮することによって実現されるものであり、学生集団内の一定の割合が特定の人種集団の構成員によって占められることを実質的に保障するような単純な人種の多様性を追求したものではない。

Grutter 判決の法廷意見は、学生集団の多様性が教育的利益をもたらすという Powell 裁判官の主張を引用した上で、学生集団の多様性は、やむにやまれぬ政府の利益であると認定した。Grutter 判決および Gratz 判決の法廷意見が指摘したように、学生集団の多様性が、やむにやまれぬ政府の利益として認められるのは、厳格審査基準を満たす場合に限られる。Bakke 判決における Powell 裁判官の相対的多数意見は、厳格審査基準を満たしていないにもかかわらず、大学は学生集団の多様性という目的を達成するために、どのような手段でも用いることができるとは判示しなかった。やむにやまれぬ政府の利益の実現という目的との関係で厳密な整合性を有する手段が採用されているというためには、人種を意識した入学制度において、定員割当制度が採用されてはならず、それゆえ、入学制度において、大学は各々の志願者が人種や民族といった要素に基づかない方法によって評価されていることを保障するに足る十分な柔軟性を持つ制度を維持する必要がある。Grutter 判決の法廷意見は、学生集団の多様性から得られる教育的利益を実現することは大学にとって重要な使命であり、大学は学生集団の多様性を実現するための手段を講じることができると指摘した。もちろん、裁判所は学生集団の多様性を実現するという目的について、大学側が適切な立証を行っているか否かを審理しなければならないが、この点について、連邦地裁および第5巡回区連邦控訴裁は、Grutter 判決を引用し、適切な判断を下しており、当裁判所は第5巡回区連邦控訴裁に対して、Grutter 判決が容認した右の点について再審理するよう求めない。

厳格審査基準が適用されると、大学は実施可能な

人種中立的な代替手段では教育的利益を生み出すような多様な学生集団を実現することができないということを最終的に立証しなければならないが、第5巡回区連邦控訴裁は、このような厳格審査基準に基づき司法審査を行っていない。第5巡回区連邦控訴裁は、テキサス州立大学オースティン校が人種中立的な代替手段（トップ10パーセント法、AIおよび人種を考慮しないPAIに基づく入学制度）では、教育的利益を生み出すような多様な学生集団を実現することができないと判断したことに敬譲を示し、本件制度を容認する略式判決を下したが、第5巡回区連邦控訴裁は、厳格審査基準の適用の仕方を誤っている。当裁判所は原判決を退け、テキサス州立大学オースティン校の入学者選抜のプロセスが厳格審査基準の適切な適用の下で審理されるよう事件を差し戻す。

(3) Fisher 判決の意義

Fisher 判決において、法廷意見は、Grutter 判決の容認した学生集団の多様性が、やむにやまれぬ政府の利益として容認されるか否かという点について、第5巡回区連邦控訴裁に再審理を求めないと判示した。つまり、法廷意見は本件の目的審査において、Grutter 判決を踏襲した判断を行い、当該入学制度の学生集団の多様性を実現するという目的は、やむにやまれぬ政府の利益として是認されるという見解を示したのである。

法廷意見は、第5巡回区連邦控訴裁判決について、テキサス州立大学オースティン校が人種中立的な代替手段（トップ10パーセント法、AIおよび人種を考慮しないPAIに基づく入学制度）では、教育的利益を生み出すような多様な学生集団を実現することができないと判断したことに敬譲を示し、本件制度を容認する略式判決を下したと指摘した。その上で、法廷意見は、第5巡回区連邦控訴裁が厳格審査基準の適用の仕方を誤っていると批判し、本件でテキサス州立大学オースティン校が採用する入学制度が合憲か否かを判断する際、第5巡回区連邦控訴裁は、当該入学制度の目的との関係で厳密な整合性を有する手段を採用しているというために、同大学が十分な立証を尽くしたか否かという点に基づき判断を下さなければならないと指摘した。つまり、法廷意見は、本件の手段審査において、人種を意識した入学制度を正当化するための大学側の立証が不十分であるため、その点について第5巡回区連邦控訴裁において審理を尽くすよう求めたのである。

Fisher 判決における法廷意見は、Kennedy 裁判官によるものであるが、かかる法廷意見は、Parents Involved in Community Schools 判決の同裁判官による結果同意意見を想起させる。Parents

Involved in Community Schools 判決において、Kennedy 裁判官は、教育委員会に対し、公立学校における事実上の人種的隔離を是正するために人種中立的な代替手段の利用を勧め、それらに効果が無く、人種分類を利用した手段が唯一利用可能な手段であることを教育委員会側が立証した場合に限り、人種分類を利用することを容認する見解を示した。つまり、Parents Involved in Community Schools 判決において、Kennedy 裁判官は、教育委員会側に当該人種分類の利用を正当化するための事情について極めて厳格な立証責任を課したのである。

Fisher 判決で法廷意見を執筆した Kennedy 裁判官が、人種を意識した入学制度の正当化について、大学側に極めて厳格な立証責任を課したことで、今後、アメリカの大学におけるアファーマティヴ・アクションの実施はより困難なものになることが予想される。

II Schuette 判決¹⁴⁾

(1) Schuette 判決の概要について

Schuette 判決では、ミシガン州で実施された憲法修正により誕生した憲法修正条項（以下において、ミシガン州憲法1条26項とする。）¹⁵⁾が合衆国憲法の平等保護条項に違反するとして争われた。

Grutter 判決および Gratz 判決の三年後の2006年11月、ミシガン州では住民投票によりアファーマティヴ・アクションを禁止するための州憲法修正提案（以下において、Proposal 2とする。）が可決し、ミシガン州憲法1条に新たに26項が加えられることになった。ミシガン州において、この Proposal 2 が可決した2006年、アファーマティヴ・アクションを支持する団体である Coalition to Defend Affirmative Action, Integration and Immigrant Rights and Fight for Equality By Any Means Necessary (BAMN) が原告となり、右 Proposal 2 の高等教育に関する部分が合衆国憲法の平等保護条項に違反するとして訴えを提起した。さらに、2006年の12月には、ミシガン大学の学生、教員、ミシガン大学を志願予定の者で構成されるグループが、ミシガン州知事を相手取り、Proposal 2 に対する違憲の宣言と執行の差し止めを求め、訴えを提起したため、二つの事件が併合して審理されることとなった。

(2) 判旨

本件では、Kennedy 裁判官が相対多数意見を執筆した。相対多数意見は以下のように述べている。Hunter 判決¹⁶⁾ および Seattle 判決¹⁷⁾ に依拠し、第6巡回区連邦控訴裁は Proposal 2 は違憲であるという判断を下しているが、同控訴裁は、かかる二つの判決を拡大解釈し、誤った結論に達している。そこで、

第6巡回区連邦控訴裁が依拠した Hunter 判決および Seattle 判決について検討を行う。

Hunter 判決では、オハイオ州アクロン市議会が、住宅の販売、賃貸契約、資金調達における差別を禁止する公正住宅 (fair housing) 条例¹⁸⁾を制定したところ、有権者が右条例を覆すために、たとえ差別を禁止するような住宅条例であっても住民投票で承認されるべきであるとして市の憲章を修正した¹⁹⁾ことが問題となった。修正されたアクロン市の憲章によって、公平な住宅の提供を求める人種的マイノリティは、それを実現するために市の憲章の修正という極めて困難な手続きを踏まなければならなくなったため、Hunter 判決において、連邦最高裁は、かかる修正されたアクロン市の憲章が人種的マイノリティに対し、過大な負担を課すものであると認定した。この Hunter 判決は、人種的マイノリティを標的とした政治プロセスの変更を州が行ってはならないという原則に依拠したものである。

次に、Seattle 判決では、人種的統合を促進するような強制的なバス通学プログラムを学校区が採択したことに反対する有権者が、かかる強制的なバス通学を禁止する州民提案²⁰⁾を可決したことが問題となった。Seattle 事件で連邦最高裁は、強制的なバス通学を禁止する州民提案が可決したことによって、強制的なバス通学プログラムを求める人種的マイノリティは、州全体の有権者の支持を得なければ、それを実施することが困難になったため、かかる州民提案は、人種的マイノリティに過度の負担を課すような方法で人種の問題に取り組もうとする人種的マイノリティの権限を奪うものであると認定した。Hunter 判決と同様に Seattle 判決は、州法によって人種を理由とした特定の損害 (specific injuries) が引き起こされるという深刻な事態が問題となった事件の典型例として理解されている。

Seattle 判決で連邦最高裁は、州が強制的なバス通学プログラムによる人種的統合の促進に賛成しないことは、人種に基づく損害 (injury) の深刻化に州が共謀したということの意味すると結論づけたと理解すべきである。しかしながら、実際には Seattle 判決で連邦最高裁は、その事件の解決に必要とされるものを遙かに上回る分析を行い、広範な判例理論を確立した。Seattle 判決で連邦最高裁は、本件における州民提案は、特定の人種や宗教的マイノリティの利益にかなう立法措置を講ずるのをより困難にさせるという明確な目的を持っていると認定した。他方で、これを Hunter 判決のコンテキストで捉えれば、それは敵意に基づく差別から生じた特定の損害が問題となる場合は、すべて合衆国憲法の平等保護条項違反となることを意味する。さらに、Seattle 判決で連邦最高裁

は、州政府の政策によって人種的マイノリティに利益が生じるのならば、その政策についての決定権限を置くどのような政府行為も厳格審査基準の下で審査されなければならないと述べたが、それは人種的マイノリティの利益になるような立法を人種的マイノリティが実現することを困難にさせる政府行為は、すべて厳格審査基準に服するということを意味する。本件で第6巡回区連邦控訴裁は、Seattle 判決の判例理論に基づいて判断を下しているが、それは先例の範囲を超える広範なものであるため、否定されなければならない。

本件では Hunter 判決や Seattle 判決で問題となった人種を理由とした特定の損害は生じていない。Proposal 2 を承認し、州憲法に第26項を加える事で、ミシガン州の有権者は彼らの基本的な民主的権限の行使としての法を制定する特権を行使した。この国の憲法のシステムは市民の議論する権利を保障しているため、市民は熟慮と判断を繰り返すことで、政治プロセスを通じて自身の自由を確保すると同時に、自らの国の進むべき道を形作るために協力して行動することができる。そして、このことは人種的マイノリティに損害が加えられた場合、かかる人種的マイノリティに対する救済を合衆国憲法が裁判所に要請するという原則と矛盾するものではない。そのような裁判所による救済が要請されるような状況は、Hunter 判決と Seattle 判決には存在したが、本件はそれに該当しない。

(3) Schuette 判決の意義

この Schuette 判決で被上告人たちは、Proposal 2 が人種を意識した大学入学制度を標的とするものであると共に、入学者選抜において人種を考慮してもらおうとする機会を人種的マイノリティから奪うものであり、かかる Proposal 2 は合衆国憲法の平等保護条項が要請する政治プロセスの保障に違反していると主張した。しかし、本件において、相対多数意見を執筆した Kennedy 裁判官は、過去の人種差別の弊害を是正することを排除するような場合にのみ政治プロセスの理論は妥当すると判示し、当該州憲法修正を合憲とした。

政治プロセス理論とは、Hunter 判決および Seattle 判決に由来する理論であり、第一に当該政策が人種的マイノリティの利益に資する政策であり、さらに、かかる利益を享受する人種的マイノリティを標的として政治プロセスを変更していること、第二に政治プロセスを通じてその政策を実現しようとする人種的マイノリティに負担を課すような方法で人種的マイノリティから人種的問題に取り組む権限を奪うものであること、という二つの要件を満たすような政治プロセスの再構築は本質的に疑わしいものとされ、当該政治

プロセスの再構築に対しては厳格な司法審査基準が適用されるというものである²¹⁾。

相対多数意見を執筆した Kennedy 裁判官は、Seattle 判決で連邦最高裁は、その事件の解決に必要なとされるものを遙かに上回る分析を行い、広範な判例理論を確立したと同判決を批判した。その上で、Kennedy 裁判官は、Seattle 判決について独自の先例解釈を行うと共に、同判決においては、「人種に基づく損害の深刻化に州が共謀したこと²²⁾」という要件の下、連邦最高裁は判断を下すべきであったと指摘した。すなわち、Kennedy 裁判官は、本判決における Seattle 判決の適用に制限を加えると共に、本件は「人種に基づく損害の深刻化に州が共謀したこと」という要件を満たさないと結論づけたのである。Parents Involved in Community Schools 判決および Fisher 判決において、Kennedy 裁判官が政府による人種分類の利用の正当化について厳格な立証責任を政府側に課したことからも理解できるように、同裁判官は政府による人種分類の利用に極めて消極的な姿勢を示している。それゆえ、Kennedy 裁判官は、Seattle 判決で示された二つの要件の下では、政府による人種分類の利用に制限を加えるような州民提案や州憲法修正に対して厳格審査基準が適用され、それらの殆どが違憲とされてしまうということを懸念し、「人種に基づく損害の深刻化に州が共謀したこと」という要件を満たす例外的な場合でしか政府による人種分類の利用に制限を加えるような州民提案や州憲法修正には厳格審査基準が適用されないという新たな判断枠組みを本件で提示したのである。しかしながら、Seattle 判決で示された上記二つの要件について検討しなければ、「人種に基づく損害の深刻化に州が共謀したこと」という点について実質的な判断を行うことは不可能であろう²³⁾。

おわりに

2003 年の Grutter 判決では、志願者の人種を意識したアファーマティヴ・アクションが合憲とされた。そして、この Grutter 判決を受け、アファーマティヴ・アクションが推進されることが期待された。しかし、その後、2013 年の Fisher 判決において、厳格審査基準の適用の下、アファーマティヴ・アクションの正当化につき、極めて厳格な立証責任を政府側に課するような司法審査がなされたため、アファーマティヴ・アクションの実施は困難になってきている。さらに、2014 年の Schuette 判決において、アファーマティヴ・アクションを禁止するための州憲法修正が容認されたことは、このような流れをより一層加速させるであろう。

Fisher 判決および Schuette 判決において認めら

れるように、近年の連邦最高裁判決では、かつて奴隷であった者とその子孫を州による不快な差別から保護することを目的とした合衆国憲法の平等保護条項が、その救済施策であるアファーマティヴ・アクションの実施を阻むように解釈されている。そして、そのような憲法解釈の要因は、アメリカにおける過去の人種差別の歴史を直視せず、color-blind の観点から人種中立的に合衆国憲法の平等保護条項の解釈を行う判例理論にあるように思われる。

註

- 1) 横藤田誠、中坂恵美子『人権入門 [第 2 版]』(法律文化社、2013 年) 60 頁参照。
- 2) Regents of the University of California v. Bakke, 438 U.S. 256 (1978).
- 3) Grutter v. Bollinger, 539 U.S. 306 (2003).
- 4) Grutter 判決については、安西文雄「アメリカ新判例を読む——日本法へのインプリケーション (44) ミシガン大学におけるアファーマティヴ・アクション——Grutter v. Bollinger, 123 S. Ct. 2325(2003); Gratz v. Billinger, 123 S. Ct. 2411(2003)」ジュリスト 1260 号 (2004 年) 227-30 頁、井上一洋「アメリカの大学入学制度における Affirmative Action について」広島法学第 37 巻 2 号 (2013 年) 136-39 頁を参照。
- 5) Brown v. Board of Education, 347 U.S. 483. (1954).
- 6) Brown 判決によって、少なくとも教育においては「分離すれども平等」(separate but equal) の理論が覆されるに至った。
- 7) Parents Involved in Community Schools v. Seattle Schools District No.1, 551 U.S. 701 (2007).
- 8) Parents Involved in Community Schools 判決については、藤井樹也「学校における人種統合とアファーマティヴ・アクション (1) アメリカ連邦最高裁ロバーツ・コートの新たな動向」筑波ロー・ジャーナル 第 2 号 (2007 年) 69-84 頁、井上一洋「アメリカの公立学校における生徒割当制の合憲性について—Parents Involved in Community Schools v. Seattle School District No.1; Meredith and McDonald v. Jefferson County Board of Education et al., 551 U.S. 701 (2007)—」広島法学第 34 巻 4 号 (2011 年) 97-103 頁を参照。
- 9) Fisher v. University of Texas at Austin, 570 U.S. _ (2013).
- 10) Hopwood v. Texas, 78 F. 3d 932 (5th Cir.), cert. denied, 116 S. Ct. 2581 (1996).

- 11) テキサス州の高等学校では人種的隔離が深刻なため、トップ10パーセント法に基づく入学制度は学生集団の多様性を実現するための人種中立的な手段として有効である。
- 12) 人種的マイノリティの学生が疎外感を感じることなくクラスでの議論に貢献できるだけの不確定な数。Grutter, 539 U.S. at 318 を参照。
- 13) Gratz v. Bollinger, 539 U.S. 244 (2003).
- 14) Schuette v. Coalition to defend Affirmative Action, 572 U.S. _ (2014).
- 15) Michigan Const. Art. 1 §26 (2006). ミシガン州憲法1条26項は、以下のような内容であった。(1) ミシガン大学、ミシガン州立大学、ウェイン州立大学、その他のCollege、大学、コミュニティ・カレッジ、教育委員会は、公的雇用、公教育、公契約において、いかなる個人または団体に対しても、人種、性別、皮膚の色、民族、出身国に基づいて差別してはならず、また優遇措置(preferential treatment)を講じてはならない。(2) 州は公的雇用、公教育、公契約において、どのような個人あるいはグループに対しても、人種、性別、皮膚の色、民族、出身国に基づいて、差別あるいは優遇措置を講じてはならない。(3) 本節の目的において、「州」とは、州それ自体、市、郡、すべての公立単科大学、総合大学、コミュニティ・カレッジ、学校区、第1項に含まれない州あるいは州内のその他の政府の出先機関または政府機関(government instrumentality)を含むと共に、必ずしもこれらには限定されない。
- 16) Hunter v. Erickson, 393 U.S. 385 (1969).
- 17) Washington v. Seattle School Dist. No.1, 458 U.S. 457 (1982).
- 18) Hunter 判決の発端となった条例(Akron Ordinance No. 873-1964 § 1)は、以下のような規定であった。「人種、皮膚の色、宗教、出身国または国籍に関わりなく、適切な住居に居住するための機会をすべての個人に均等に保障しなければならない。」
- 19) 修正されたアクロン市の憲章は、以下のような内容であった。「人種、皮膚の色、宗教、国籍または出身国に基づき、不動産の使用、販売、広告、移動、リストの割当(listing assignment)、リース、転貸または融資について規定する条例を成立される場合は、事前に有権者の過半数の承認を得なければならない。」
- 20) 強制的なバス通学を禁止する州民提案は、Initiative 350として知られるものであるが、それは以下のような内容であった。「教育委員会は、教育を提供する居住地から最も近い学校以外の学校に通うことを生徒に直接的あるいは間接的に要求してはならない。」
- 21) 岸野薫「判例批評 大学入学選考における人種に基づく優遇措置を禁止する州憲法改正は合衆国憲法修正第14条に反するか—Schuette v. Coalition to defend Affirmative Action, 134 S. Ct. 1623 (2014)」香川法学第34巻3・4号(2015年)73頁を参照。また、同性愛的指向あるいは両性愛的指向を有するグループがその性的指向という特徴を差別の根拠として主張することを禁じたコロラド州憲法修正2が合衆国憲法の平等保護条項ならびに修正1条に違反するとして争われたRomer判決(Evans v. Romer, 854 P. 2d 1270 (Colo.1993))において、コロラド州の最高裁は、Hunter判決およびSeattle判決に依拠した政治プロセス理論に基づき司法審査を行い、右州憲法修正を違憲とした。しかし、連邦最高裁判決では、かかる政治プロセス理論は採用されなかった。Romer判決(Romer v. Evans, 517 U.S. 620 (1996))において、連邦最高裁は、同性愛的指向あるいは両性愛的指向を有するグループに対する敵意から当該憲法改正は生まれたということ根拠に、当該憲法改正は合衆国憲法の平等保護条項に違反すると結論づけた。以上の点については、同論文、72頁参照。また、Romer判決で連邦最高裁が採用した司法審査の方法については、井上一洋「差別的な立法目的をめぐる司法審査の方法について—Grutter判決およびWindsor判決を素材にして—」広島法学第38巻3号(2015年)53-56頁を参照。
- 22) Schuette, 134 S. Ct. at 1633.
- 23) The Supreme Court 2013 Term Leading Case Constitutional Law, 128 HARV. L. REV. 281, 290 (2014).